

みどりの基本計画の次期計画

骨子案

1 計画に関する基本的事項

(1) 計画策定の趣旨

○みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第6条に基づく基本計画

(2) 計画の位置づけ・性格

- 緑化の推進とみどりの保全に関する基本的な計画
- 森林や身近なみどりの保全と整備を基本施策として展開する分野における環境の保全に関する基本的な計画
- 「香川県次期総合計画」の下位計画

(3) 計画の期間

○平成28年度から平成32年度までの5カ年計画

(4) 計画の対象範囲

○森林の保全等、公共施設の緑化、民間施設の緑化、地域の緑地の保全等、水辺のみどりの保全等、農地の保全等の分野における、「樹木等の植物が生育する森林、農地、草地、その他これらに類する土地が形成している環境」

2 計画策定の基本的な考え方

(1) 基本目標

○みんなで育て、活かす、みどり豊かな暮らしの創造

(2) 施策体系見直しの観点

○県内の森林資源が充実する中、多様なみどりを「森林」、「里地・里山」、「まち」、「海辺・島しょ部」の4つのエリアに区分した施策展開から、みどりを利用しながら保全する施策区分別の施策展開に見直して、具体的な施策を推進

(3) 施策展開の基本方向

○基本目標に向けた、緑化の推進とみどりの保全に関する施策展開の基本方向を3つに分類する

みんなで育て、
活かす、
みどり豊かな
暮らしの創造

1 森林資源の活用と里山再生の推進

2 暮らしを支えるみどりの充実

3 県民総参加のみどりづくり

香川県みどりの基本計画の施策体系

施策区分 (大項目)	施策区分 (中項目)	施策展開 (小項目)
1 森林資源の活用と里山再生の推進	1-1 森林の整備	1-1-1 森林整備の推進
		1-1-2 路網整備の促進
		1-1-3 施業の集約化の促進
	1-2 県産木材の利用促進	1-2-1 公共建築物等における県産木材利用の推進
		1-2-2 民間住宅等における県産木材利用の促進
		1-2-3 県産木材の利用拡大
	1-3 里山再生の推進	1-3-1 里山整備の推進
		1-3-2 里山資源の利活用
		1-3-3 放置竹林対策の推進
	1-4 森林・林業の担い手育成	1-4-1 後継者の確保・育成
		1-4-2 担い手育成の促進
	2 暮らしを支えるみどりの充実	2-1 暮らしを守るみどりの保護・保全
2-1-2 保安林の適切な管理		
2-1-3 適正なみどりの保全		
2-1-4 森林病虫害等防除対策の推進		
2-1-5 有害鳥獣対策の推進		
2-1-6 農地の保全		
2-1-7 藻場の保全		
2-2 すぐれた自然の保護・保全		2-2-1 自然公園等の保護・利用
		2-2-2 すぐれた風景や自然環境、良好な生活環境の保護・保全
		2-2-3 天然記念物等の保護・保全
		2-2-4 古木・巨樹の保護・保全
		2-2-5 自然の状態が残された海岸の保全
2-3 身近なみどりの整備・管理		2-3-1 公共施設の緑化の推進
		2-3-2 民間施設等の緑化の促進
		2-3-3 都市部の緑化の促進
		2-3-4 都市公園等の整備・管理
		2-3-5 森林公園の整備・管理
3 県民総参加のみどりづくり		3-1 県民参加の森づくりの推進
	3-1-2 全国育樹祭を契機とした森づくりの推進	
	3-1-3 県民参加の森づくり活動の推進	
	3-2 みどりを活かした地域づくりの推進	3-2-1 みどりを守り・育てる人材の育成
		3-2-2 里山の活用・保全活動の推進
		3-2-3 農山村地域の交流促進
		3-2-4 川辺づくり活動の促進
		3-2-5 海岸づくり活動の促進

【基本方向】 1 森林資源の活用と里山再生の推進

1-1 森林の整備

(1) 現状と課題

- 県土の約47%を占める森林は、水源涵養や山地災害防止等の機能をはじめ、二酸化炭素の吸収源のほか、木材生産など、多面的な機能を有していることから、その機能を維持するため、造林事業などを活用し、森林の整備を推進することが重要です。
- 森林が小規模零細な所有構造にある中、持続的な森林の経営を確立するためには、森林情報を一元的に管理し、面的なまとまりのある森林を確保し、効率的な施業を実現していくことが重要です。
- 森林の持続可能な森林経営の確立に向けて、森林管理道をはじめとする路網の整備や高性能林業機械の導入など作業システムの改善による生産性の向上を図り、森林整備のコスト削減に取り組むことが重要です。

(2) 施策展開

施策展開	主な取り組み
1-1-1 森林整備の推進	<ul style="list-style-type: none">■造林事業等の促進■松くい虫被害跡地への植栽の実施■森林センターにおける育種・育苗の試験研究及び普及
1-1-2 路網整備の促進	<ul style="list-style-type: none">■森林管理道の整備、林業専用道、森林作業道の整備の支援
1-1-3 施業の集約化の促進	<ul style="list-style-type: none">■林業普及指導員による森林経営計画策定の支援■森林整備担い手対策基金を活用した、高性能林業機械の購入・リースの支援■間伐材搬出費の支援■地域における作業システムの構築■森林計画システムのデータ整備及び提供■森林総合監理士の育成

1-2 県産木材の利用促進

(1) 現状と課題

- 県産ヒノキが、県内の製材所や徳島県の原木市場などへ出荷され、民間住宅や小・中学校の校舎、体育館などでの利用が進んでいます。県産ヒノキの利用を拡大していくためには、県や市町が率先して公共建築物等で利用し、多くの県民に対し、木と触れ合い、木の良さを実感する機会を広く提供することが必要です。
- 近年、県産木材を搬出する環境が整い、搬出量が増加し、県産木材の認証制度も創設されたことから、今後は民間住宅や土木資材等への加工・流通体制を整備することが重要です。
- 県産木材の利用拡大を図るうえでは、木材が大気中の二酸化炭素を吸収し、炭素として長期間にわたって固定する働きがあり、木材の利用が地球温暖化対策に貢献することを広く周知するとともに、柔らかさや温かみのある感触を持つ木製品に、実際に触れる機会を提供することが重要です。

(2) 施策展開

施策展開	主な取り組み
1-2-1 公共建築物等における県産木材利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 県有施設における県産木材の利用推進 ■ 市町が整備する公共建築物における県産木材の利用促進
1-2-2 民間住宅等における県産木材利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ■ かがわ木材加工センターを拠点とした県産木材の流通体制の拡充支援 ■ 県産木材のブランド化の推進 ■ 県産木材を利用した民間住宅等の普及
1-2-3 県産木材の利用拡大	<ul style="list-style-type: none"> ■ ウッディフェスティバルなど各種イベントにおける県産木材のPR活動の支援 ■ 「かがわの森 アンテナショップ」等における県産木材製品によるPR活動の推進 ■ CLTなど新技術の普及啓発

1-3 里山再生の推進

(1) 現状と課題

- 地域住民と森林との関わりが希薄化し、森林の手入れが行われなくなったことで、竹の侵入等による里山林の荒廃が進行し、森林の有する多面的機能の発揮が難しくなっています。このためには、里山整備や森林資源の利活用を推進することが重要です。
- 健全な森林の造成・整備を推進するため、広葉樹林や竹林の適正な整備技術について、広く県民に普及啓発するとともに、地域住民等による整備・利用の取組みを推進する必要があります。また、特用林産物の新たな商品開発の支援や産地化などの検討をする必要があります。
- 災害防止の観点から、放置竹林対策を進めるため、生活に密着した道路等の周辺において、竹林を伐採し、広葉樹林化等を推進する必要があります。

(2) 施策展開

施策展開	主な取り組み
1-3-1 里山整備の推進	■里山の整備活動に対する支援制度の検討 ■広葉樹林整備技術の普及 ■竹林整備技術の普及
1-3-2 里山資源の利活用	■未利用資源（広葉樹・林地残材等）の利用方法の調査研究 ■「木の駅」の検討 ■各種イベントでのシイタケなどの特用林産物のPR及び情報提供 ■竹資源の活用に取り組む企業等の支援
1-3-3 放置竹林対策の推進	■放置竹林の伐採、樹種転換等の推進

1-4 森林・林業の担い手育成

(1) 現状と課題

- 自主的な林業活動を促進するため、森林所有者等の技術向上を図る必要があります。また、地域のリーダーとなり得る森林所有者で組織する林研グループ（林業研究グループ）に対する経営・技術指導の強化を図る必要があります。
- 森林組合等の作業班員は、年間を通じて間伐をはじめとする森林整備の作業に従事しており、県内の森林整備の中心的な役割を担っています。しかし、森林組合等の作業班員は、長期的には減少傾向にあることから、その育成・確保が必要です。また、地域の特性に応じた森林整備を推進していくために、今後、活躍が期待される森林施業プランナーや現場技能者等の育成を支援する必要があります。

(2) 施策展開

施策展開	主な取り組み
1-4-1 後継者の確保・育成	■ 林業教室の開催 ■ 林研グループの活動支援
1-4-2 担い手育成の促進	■ 森林整備担い手対策基金を活用した担い手の育成・確保の支援 ■ 森林整備担い手対策基金を活用した「林業労働力確保支援センター」の運営支援 ■ 森林施業プランナー等の育成支援

【基本方向】 2 暮らしを支えるみどりの充実

2-1 暮らしを守るみどりの保護・保全

(1) 現状と課題

- 山地災害の未然防止のため、砂防関係事業等との調整を図りながら、山地災害危険地区を中心に、治山ダムなど治山施設の整備を行うとともに、災害等により被災した保安林や荒廃のおそれがある保安林については、機能を回復する必要があります。
- 森林法の「保安林制度」を適正に運用し、保安林の機能の維持に努めるとともに、公益的機能の発揮が特に期待される保安林の適切な保全・管理を図る必要があります。
- 秩序ある開発を促すため、みどり豊かでうるおいのある県土づく条例を制定し、「事前協議制度」の運用や「みどりの保全協定」を締結しています。引き続き、事前協議制度を適切に運用するとともに、違法開発の防止や早期発見のため、みどりの巡視員による監視や航空監視を実施する必要があります。
- 地域にとって重要なマツ林を守るため、松くい虫被害の防除対策を進めるとともに、全国的に被害が拡大している「ナラ枯れ」については、情報収集や対策に努める必要があります。また、林野火災を未然に防止するため、市町等と連携し、出火原因や発生時期などの傾向を踏まえ、効果的な林野火災予防の啓発を行う必要があります。
- 有害鳥獣捕獲をさらに推進するとともに、耕作放棄果樹の伐採など野生鳥獣を集落に寄せ付けない環境づくりを強化する必要があります。また、鳥獣保護法の改正を踏まえ、これまでの市町主体による有害鳥獣の捕獲に加え、奥山や市街地など捕獲が困難な地域において、市町と連携しながら県が主体となった個体数調整の実施を検討する必要があります。
- 農村地域は、農業生産活動を通じて、洪水の防止や水源の涵養、美しい自然環境の保全などさまざまな多面的機能を発揮していますが、耕作放棄地の増加などにより、多面的機能が低下しているため、集落営農の推進などにより耕作放棄地の未然防止を図るとともに、耕作放棄地解消のための対策を実施する必要があります。また、農地の保全確保のため、農地法の適正な運用を図る必要があります。さらに、ため池や農業用排水路などの農業水利施設は、地域住民に「うるおい」や「やすらぎ」の場を提供するとともに、多様な生物の生息場所となっており、整備にあたっては、環境や景観、希少生物の保全に配慮する必要があります。
- 高度経済成長期以降、埋立てなどの各種開発や水域環境の変化などにより、藻場の減少が進行しており、藻場が水産資源を守り育てる機能や水域環境を改善する機能について解明を進めるとともに、その機能の回復や保全を図る必要があります。

(2) 施策展開

施策展開	主な取り組み
2-1-1 山地災害防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 治山ダムの設置による山地災害防止対策の実施 ■ 土砂流出防備保安林等の整備 ■ 治山施設の長寿命化の検討
2-1-2 保安林の適切な管理	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保安林制度に基づく保安林の適正な配備 ■ 保安林制度の適正な運用 ■ 治山事業による保安林の機能の回復
2-1-3 適正なみどりの保全	<ul style="list-style-type: none"> ■ 林地開発行為に対する定期的な指導・監視の実施 ■ みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例の「事前協議制度」の適正な運用 ■ 開発跡地の確実な緑化のためのみどりの保全協定の締結 ■ みどりの巡視員や航空監視による監視の徹底
2-1-4 森林病虫害等防除対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の実情に合わせた松くい虫防除対策の実施 ■ ナラ枯れ情報の収集と防除技術研修会等の開催 ■ 野生鳥獣による森林被害の防止 ■ 林野火災予防の啓発 ■ みどりの巡視員による火気の取扱指導及び監視 ■ 森林保険の加入促進
2-1-5 有害鳥獣対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 鳥獣被害対策推進のための地域づくりと人材育成 ■ 有害鳥獣捕獲への支援等
2-1-6 農地の保全	<ul style="list-style-type: none"> ■ 農地等の保全と多面的機能の維持・発揮活動に対する支援 ■ 農業振興地域制度や農地転用許可制度の適正な運用 ■ 環境や景観に配慮した農業水利施設の整備
2-1-7 藻場の保全	<ul style="list-style-type: none"> ■ 水産資源を守り育てる藻場の保全や造成による拡大

2-2 すぐれた自然の保護・保全

(1) 現状と課題

- 瀬戸内海の島しょ部や自然海岸などの優れた自然景観を有する地域や、讃岐山脈の大滝山から大川山周辺にかけての自然に恵まれた地域は、それぞれ国立公園や県立自然公園に指定されており、このようなすぐれた自然環境を有する地域については、適切に保護・管理に努める必要があります。また、良好な自然の中での散策を楽しめる「四国のみち」については、その適切な維持管理と利用促進を図る必要があります。
- すぐれた天然林や特異な地形・地質、野生生物の生息・生育地など貴重な自然環境を対象として香川県自然環境保全地域を4カ所指定しており、また、自然的、社会的諸条件からみて、その区域における自然環境を保全することが当該地域の良好な生活環境の確保に資するものを香川県緑地環境保全地域として5カ所指定しており、その適切な保護・管理に努める必要があります。また、開発行為など事業活動が環境に与える影響は大きいため、環境影響評価制度の適正な運用等により、環境への負荷を低減する事業者の取組みを促進する必要があります。
- 名勝、天然記念物など、本県の自然や歴史、文化を特徴づける文化財を指定しており、適切に保護することが重要です。また、名勝、天然記念物に指定されたもののほかに、地域のシンボルとして人々に親しまれている古木や巨樹などを香川の保存木に指定しており、適切に保護・保全することが重要です。
- 住民に親しまれているものや由緒あるもの、または学術的価値のあるもののうち、その周辺の土地と一体となって良好な自然環境を形成しているものを香川県自然記念物に指定しており、適切に保護・保全することが重要です。
- 自然状態の海岸は、海辺の生物に生息・生育環境を提供し、香川県本来の海辺の姿を示すとともに、白砂青松の景観に欠くことのできない要素となっており、その適切な保護・保全を図っていくことが重要です。また、安全で、自然と共生し、環境面や利用面に配慮した海岸の整備や維持管理を行っていく必要があります。

(2) 施策展開

施策展開	主な取り組み
2-2-1 自然公園等の保護・利用	<ul style="list-style-type: none"> ■大滝大川県立自然公園等のすぐれた自然環境の保全 ■国立公園や県立自然公園の利用施設、案内板等の適切な維持管理 ■指定管理者制度を活用した県立自然公園の利用促進（自然観察会の継続実施等） ■四国のみちの適切な維持管理、環境保全団体と連携したウォーキング行事等の実施による利用促進
2-2-2 すぐれた風景や自然環境、良好な生活環境の保護・保全	<ul style="list-style-type: none"> ■みどりの巡視員による自然環境保全地域や緑地環境保全地域の巡視の実施 ■香川県環境影響評価条例等に基づく環境影響評価制度の適正な運用
2-2-3 天然記念物等の保護・保全	<ul style="list-style-type: none"> ■天然記念物等の樹勢回復等の実施 ■文化財保護指導委員による文化財の定期的な巡視の実施
2-2-4 古木・巨樹の保護・保全	<ul style="list-style-type: none"> ■みどりの巡視員による自然記念物の定期的な巡視の実施 ■市町や NPO 等との協働による香川の古木・巨樹の調査、樹勢回復の実施
2-2-5 自然の状態が残された海岸の保全	<ul style="list-style-type: none"> ■みどりの巡視員による自然海浜保全地区の巡視の実施 ■安全・安心な、うるおいのある海岸の整備（自然環境に配慮した工事や維持管理の実施） ■多自然川づくりの推進（親水性や自然環境に配慮した工事や維持管理の実施）

2-3 身近なみどりの整備・管理

(1) 現状と課題

- 地球温暖化の防止や生物多様性の保全、都市防災などにおける、みどりの機能や役割が注目されており、庁舎や学校、病院などの公共施設においては、立地環境などに応じて、質の高い緑化を率先して行っていくことが求められており、より効果のあるみどりづくりを進めていく必要があります。また、屋上緑化普及のモデルとなるよう庁舎屋上に庭園を設置し、県民が見学できるよう開放しています。
- 街なかの広場や街路等では、花や樹木の手入れを行っている自治会やボランティアなど、多くの人たちが地域の緑化活動に取り組んだり、企業や社会福祉施設などにおいても、地球温暖化の防止などの観点から、建築物の緑化に取り組んでいるため、これらの緑化活動を支援する必要があります。また、近年、暮らしの中での花づくり等に関心が高まっており、園芸総合センターで事例展示や花きの園芸相談に取り組み、花と緑の快適環境づくりを促進する必要があります。
- 道路修景や港湾緑地の整備においては、地域の特性・自然環境など環境と調和がとれるよう配慮し、維持管理を含め、地域にふさわしいみどりづくりを進めていく必要があります。
- 日常的な憩いの場であり、災害時の救援活動拠点の役割も担う都市公園については、安全で安心して利用できるよう、適切に維持管理していく必要があります。
- 森林公園は、県民の心身の健康の増進や森林および緑化に関する知識の向上を図ることを目的に、豊かな自然の中でレクリエーションや憩いの場として、公湊森林公園、ドングリランド、満濃池森林公園の3施設が設置されており、施設の適切な維持管理を図る必要があります。また、県民利用の一層の促進を図るため、新たな価値の創出について検討する必要があります。

(2) 施策展開

施策展開	主な取り組み
2-3-1 公共施設の緑化の推進	■香川県公共施設緑化基準及び緑化技術マニュアルに基づく県有の公共施設の緑化 (みどりのカーテンやオリーブの植栽) ■庁舎屋上の庭園の適切な管理・運営
2-3-2 民間施設等の緑化の促進	■都市部における民間施設等の緑化に対する支援 ■緑化相談など民間の緑化活動の支援 ■園芸総合センターでの園芸相談等の実施
2-3-3 都市部の緑化の促進	■植栽などの道路修景の実施 ■アダプト・ロード・プログラム制度「香川さわやかロード」の推進(緑化作業講習会の開催、情報誌「さわやか通信」の発行等) ■安全・安心なうるおいのある港湾の整備(港湾緑地の整備)
2-3-4 都市公園等の整備・管理	■各種都市公園や緑地などの整備 ■既存の都市公園の計画的な修繕・改築 ■都市公園の適切な維持管理
2-3-5 森林公園の整備・管理	■施設の計画的な修繕及び指定管理者による適切な維持管理 ■指定管理者による自主事業の実施 ■森林公園の新たな価値の創出

【基本方向】3 県民総参加のみどりづくり

3-1 県民参加の森づくりの推進

(1) 現状と課題

- 平成29年秋季の香川県満濃池森林公園での第41回全国育樹祭の開催に向けて、関連行事も含め、着実に準備を進める必要があります。
- 全国育樹祭の開催を契機として、森づくりや緑化推進の次世代を担う「緑の少年団」の活動や新たな結成・育成を支援する必要があります。また、毎年開催している県植樹祭では、植樹活動とあわせて枝打ちや施肥などの育樹活動を盛り込んだ開催とする必要があります。
- 県内のさまざまな地域で、森林ボランティア団体が森づくり活動に取り組んだり、CSR活動に関心のある企業や団体が森林整備活動に参加しており、ボランティアや市町などと連携し、県民参加による森づくりを一層推進する必要があります。また、森林資源の利活用や木育まで活動範囲を拡大した「新たな県民参加の森づくり」の取組みを進めることが重要です。

(2) 施策展開

施策展開	主な取り組み
3-1-1 全国育樹祭の開催	<ul style="list-style-type: none"> ■全国育樹祭の開催 ■併催行事や記念行事など全国育樹祭関連行事の開催
3-1-2 全国育樹祭を契機とした森づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ■活動発表・交流集会の開催などによる緑の少年団の活動支援 ■緑の少年団の活動や新たな結成に必要な経費の支援 ■県植樹祭等における育樹イベントの開催 ■里山保全の取組み体制の検討 ■幅広い県民が参加するみどりづくり体制の検討
3-1-3 県民参加の森づくり活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■里山オーナー制度の見直しの検討 ■フォレストマッチングの推進 ■CO2吸収量認証制度のPR ■「かがわ 山の日」に合わせた県植樹祭の開催 ■「どんぐり銀行」の見直しの検討 ■「緑の募金」活動への協力 ■木育活動の推進

3-2 みどりを活かした地域づくりの推進

(1) 現状と課題

- 森づくり活動や森林ボランティアに関する情報発信や、森づくり活動の場と機会を提供するとともに、森林環境教育の拡充により、「みどりを守り・育てる」人材の育成を図る必要があります。
- 森林活動による県民の健康増進を図るため、森林療法に取り組む医療機関等との連携を図る必要があります。
- 農山村は、豊かな自然や歴史、文化など、さまざまな魅力ある資源が数多く存在しています。近年、人々の自然志向や価値観、ライフスタイルの多様化が進み、多様な交流と体験を実現できる農山村に大きな期待が寄せられており、都市と農山村との交流の可能性が拡大しています。農山村に対する都市住民の理解促進に努めるとともに、交流を促進し、農山村の活性化を図る必要があります。
- 河川等の水辺の環境を整備するため、地域住民、市町、県等が協働して、生物の生息空間の確保、親水空間の保全・創出などに取り組む必要があります。また、川の特徴や地域の風土・文化などの個性を活かしつつ、地域と連携した「自然と共生するふるさとの川」の環境整備・保全並びに環境美化を推進するため、行政と県民のパートナーシップを強化し、美しいふるさとの川辺づくりを促進する必要があります。
- 海岸漂着物等は浜辺の景観や岩礁、干潟等に生育・生息する生物に影響を及ぼしており、回収・処理する必要があります。また、県が管理する海岸の一定区間を地域住民などの団体やボランティアが、自主的に清掃などの美化活動や愛護活動を実施し、海岸を美しくする活動の輪は、県内の各地に着実に広がってきていますが、今後とも広範に参加を呼びかけるとともに、県民との連携を深め、海岸の美化、愛護運動を展開する必要があります。

(2) 施策展開

施策展開	主な取り組み
3-2-1 みどりを守り・育てる人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ■森林環境教育の拡充による「里山・里地大学」の開催 ■県のホームページによる森林ボランティア活動等の情報提供 ■森づくり活動情報誌である「みどりづくりニュース」発行 ■森林づくり体験の機会の提供 ■森林ボランティア体験ツアーの開催
3-2-2 里山の活用・保全活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の森づくり活動の支援 ■森林浴の効能を活かした森林空間利用の促進 ■森林活動と健康促進の取り組みの連携促進
3-2-3 農山村地域の交流促進	<ul style="list-style-type: none"> ■グリーン・ツーリズム関連施設を活用した新たな活動モデルの構築 ■体験ツアーやフェアの開催、インターネットなどによる情報発信 ■市町や農業者等が行う情報発信や交流促進活動、交流施設の整備等の支援 ■大都市圏でのPR活動やキャンペーンの開催 ■グリーン・ツーリズム実践者の発掘支援
3-2-4 川辺づくり活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ■ふるさと香川の水環境をみんなで守り育てる条例に基づく「香の川創生事業」の推進（水質改善、水生生物の保全、水辺の美化活動事業等の実施） ■河川愛護運動の推進（リフレッシュ「香の川」パートナーシップ事業の推進（水辺地の保全・活用）、清掃活動への支援等）
3-2-5 海岸づくり活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ■海岸漂着物等の回収処理、発生抑制のための普及啓発 ■海岸愛護事業の推進（「さぬき瀬戸」パートナーシップ事業の推進、「リフレッシュ瀬戸内」や「さぬき瀬戸クリーンリレー」等の支援）

みどりの基本計画に掲げる指標（現時点の検討状況）

★は新規の指標

指標	単位	現況 (H25 年度)	目標 (H32 年度)	指標の選定理由	目標値設定の考え方	
森林資源の活用と里山再生の推進						
1	森林整備面積 (H28-32 年度の累計)	ha/5 年間	3,210 (H23-25)	5,000	間伐や植林等の森林整備を推進する必要があるため。	現状の整備水準を確保する。
2	森林管理道の開設延長 (累計)	Km	13.2 (H26)	16.8	路網の整備を促進するためには、路網の幹線となる森林管理道の整備を推進する必要があるため。	年 600m の開設延長を目指す。
3	県産木材の搬出量	m3/年	4,432	5,000	県産木材が利用されることにより、持続的な森林の整備・保全につながるため。	県産木材の利用促進を図ることなどにより 1 割以上の増加を目指す。
4	★放置竹林対策実施面積 (H28-32 年度の累計)	ha/5 年間	0	100	放置竹林が拡大する中、里山の再生等に向け、対策を進める必要があるため。	年 20ha の対策実施を目指す。
5	★新規林業就業者数 (H28-32 年度の累計)	人/5 年間	77 (H22-26)	50	林業生産の拡大を支える担い手の育成・確保を推進することが重要なため。	年 10 人の新規就業者を目指す。
暮らしを支えるみどりの充実						
6	山地災害危険地区における治山施設の整備か所数 (H28-32 年度の累計)	か所/5 年間	75 (H22-26)	90	危険度の高い山地災害危険地区において、治山ダム等の施設整備を推進する必要があるため。	年 18 か所の整備を目指す。
7	みどりの巡視員巡視日数	日/年	602	600	すぐれた自然を守るため、定期的な巡視活動により状況を把握する必要があるため。	年 600 日の巡視実施を目指す。

指標		単位	現況 (H25年度)	目標 (H32年度)	指標の選定理由	目標値設定の考え方
8	★鳥獣被害が恒常的に発生する集落数	集落	475 (H24)	検討中	地域や市町が行う取組みを支援し、鳥獣による被害の軽減を図る必要があるため。	
9	★狩猟免許所持者数	人	1,892 (H26)	2,500	将来に亘って有害鳥獣対策を推進するためには、若手狩猟者を確保しながら免許所持者数の増加を図る必要があるため。	年100人の増加を目指す。
10	★ニホンジカの生息頭数	頭	4,000	1,800	ニホンジカの生息頭数の減少と生息範囲の縮小を図る必要があるため。	小豆島1,500頭、小豆島以外300頭を目指す。
11	協働活動による多面的機能の維持発揮を行う農用地面積	ha/年	7,571	検討中	農業生産活動の場を確保するとともに、農業者等の協働活動による農業用施設の保全管理が重要であるため。	
12	藻場造成面積	ha	117	検討中	豊かな海を目指し、水産生物の幼稚仔魚の保護を図る必要があるため。	
13	街なか緑化推進事業の実施か所数 (H28-32年度の累計)	か所/5年間	20 (H23-25)	20	県民が芝生や建物緑化を目にする機会を増やすことにより、緑に対する意識の醸成を図る。	年4か所増を目指す
14	香川さわやかロード参加団体数	団体	140 (H26)	140	快適な環境づくりが広く実践されており、今後も参加を呼びかけていく必要があるため。	現状維持を目指す
15	★県民がふれあうことのできるみどりの面積	ha	1,848	検討中	都市公園や森林公園、フォレストマッチングなど県民がふれあうことのできるみどりを増やす必要があるため。	
16	森林公園の入園者数	千人	457	535	県民が安全に安心して利用できるよう維持管理に努め、利用促進に努めることが必要なため。	入園者数の5%増を目指す。

指標	単位	現況 (H25 年度)	目標 (H32 年度)	指標の選定理由	目標値設定の考え方	
県民総参加のみどりづくり						
17	★緑の少年団の団数 累計	団	13 (H26)	42	全国育樹祭の開催を契機に森づくりの次世代を担う緑の少年団の育成が重要なため。	各市町毎に1団以上とし、各市町の小学校数が5校以上の場合、5校毎に1団を加える。
18	県民参加の森づくり参加者数	人/年	7,272	9,000	県民総参加のみどりづくりを進めるためには、参加者を確保する必要があるため。	新たな県民参加の森づくりに取り組み、約2,000人の参加者増を目指す。
19	★県民参加の森づくり活動団体数（累計）	団体		30	森づくり参加者を受け入れる活動団体を確保する必要があるため。	
20	リフレッシュ「香の川」パートナーシップ協定締結団体数	団体	89 (H26)	99	自発的な美化活動が実施されており、今後も参加を呼びかけていく必要があるため。	年2団体増を目指す。
21	海岸愛護活動参加者数	千人/年	20	検討中	できるだけ多くの県民等の参加により海岸の清掃活動を推進する必要があるため。	